

庁議（令和7年10月21日）結果について

- 1 開催日 令和7年10月21日（火）
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 福祉部長、健康・こども部長、社会教育部長、消防長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

- (1) 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正理由 令和6年5月27日改正番号利用法施行により、外国人保護については準法定事務となり、番号利用法上に位置づけられ、独自利用事務を条例に定めずとも個人番号の利用が可能となった。このことから、重複する規定を削除する改正をするものである。 なお、個人番号を利用した情報連携は、データ標準レイアウトの改版が必要であり、改版（令和7年6月）までは、条例の規定に基づき情報連携を行う必要があるとのデジタル庁・総務省連名通知により今般の改正となったものである。 2 改正の内容 条例で規定されている独自利用事務のうち、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」の規定を削除する。（別表第1の5の項） 3 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	公立保育所等の延長保育料と主食費について、納付期限を月末に統一するための一部改正である。 ・延長保育料は、当該条例において、「翌月10日」までに納付しなければならない」となっているため、「翌月10日」を「翌月末日」に改正する。 ・主食費は、当該条例に定めがなく、保育料の徴収等に関する規則において金額等を定め、平塚市財務規則において納期限を定めており、現行の運用で月末までの納付となっている。
結果	審議の結果承認された。

(3) 中央図書館分館の設置について

概要	令和8年6月末から、中央図書館は改修工事により休館が予定されている。耐震補強による室内空間への影響、再開後のゆとりある読書・閲覧環境の提供等による図書館サービス向上のため、現中央図書館の機能を分割し、ラスカ平塚6階文化教室跡地に中央図書館分館を設置する（現中央図書館を中央図書館本館とする）。 本館は統括館として地域資料の収集やレファレンス・サービスを強化し、分館は本館の機能の一部を移管して、読書や学びを日常楽しむための居場所として、図書館サービスの充実を図る。 分館の名称は「駅の図書室」を継続。令和8年12月から、ラスカ平塚6階文化教室跡地（約338㎡）に開設予定。今後の駅周辺地区のリニューアルを踏まえて、当面の暫定設置とする。（10年間の賃貸借契約） 開設時間及び業務内容は、現在の駅の図書室と同様とする。 関係経費として、令和7年12月議会に備品購入費を上程する。賃借料、運営委託料、資料購入費等は令和8年度当初予算で計上する。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市美術館大規模改修の実施について

概要	平成3年3月に竣工後34年が経過し、施設及び設備に関する全般的な老朽化が進行していることから、平塚市公共施設等個別施設計画に位置づけ、大規模改修に向けた準備を進めている。平成29年度の劣化度診断調査を踏まえ、令和6年度の基本計画策定、令和7年度7月末までの基本設計策定を経て、現在実施設計に着手している。一連の大規模改修に伴う概算事業費等の見通しがついたことから、今後本体工事及び関連業務の費用を議会に上程するもの。 <予定> 令和8年 2月 実施設計完了 3月 令和8年度当初予算案に本体工事及び関連業務費用を計上 令和9年 1月 休館開始 4月 工事着工 令和11年3月 工事完了 4月 リニューアルオープン
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 上記「火災予防条例（例）」、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」の改正に伴い、平塚市火災予防条例の一部を改正するとともに、必要な規定を整備するもの。 2 改正の内容 (1)「林野火災の予防」について、新たに規定する。 (2) 文中引用条文を整理する。 3 施行日 (1) 令和8年1月1日 (2) 公布の日から施行
結果	審議の結果承認された。